

【補註8】Verañjā (ヴェーランジャー)

[0] ヴェーランジャー (P. Verañjā, Skt. Vairambhyā, Vairañjā) は、釈尊が招かれて雨安居に入ったにも拘わらず、招待したヴェーランジャー婆羅門 (漢訳では毘蘭若婆羅門とするものもあるが、阿耆達婆羅門、阿祇達、阿耆達兜、火授などとされることが多い) が供養を怠り、おりからの飢饉も手伝って、弟子たちとともに馬麦を食して過ぎされたというエピソードで有名なところである。この時に舍利弗が釈尊に過去仏の例に学んで、その轍を踏まないように波羅提木叉を制定して下さいという願いを、有漏法が起ってから制定すると、これを許されなかったとされている。なお釈尊の雨安居地伝承では、この地での雨安居は成道 12 年であったとされるが、これが信賴できないことは「モノグラフ」第 14 号に掲載した【論文 17】「釈尊雨安居地伝承の検証」⁽¹⁾ と、【論文 18】「釈尊雨安居地伝承の総括的評価」⁽²⁾ に記したとおりである。

(1) p.121 以下

(2) p.142

[1] Verañjā の漢訳名としては以下のものが知られる。

[1-1] A 文献資料には次のようなものがある。

毘蘭若：『増一阿含』042-003 (大正 02 p.748 下)、『四分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.568 下)、『五分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.001 上)

毘羅然：『十誦律』「波夜提 044」 (大正 23 p.098 中)、『十誦律』「医薬法」 (大正 23 p.187 中)

鞞蘭若：『中阿含』035「阿修羅經」 (大正 01 p.475 下)、『中阿含』157「黄蘆園經」 (大正 01 p.679 中)、『仏為黄竹園老婆羅門説学經』 (大正 01 p.882 上)

なお『僧祇律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.228 中) では「耕田婆羅門聚落」とする。ここでは他の資料とは違って、舍利弗が過去仏の法が久住し、あるいは久住しなかった因縁を観察して、釈尊に波羅提木叉の制定を乞うたのは舍衛城であったように書かれている。そして釈尊は舍衛城からコーサラ (橋薩羅) 国の人間を遊行して、コーサラ (橋薩羅) 国の耕田婆羅門聚落に行かれた。ここは過去世に迦葉仏が住されたところで、ここで波羅提木叉を制定する十事の利益を説かれた。そして耕田聚落到所樂にしたがって住されてから、コーサラ国より遊行してヴァヅジ国に向かわれた、とする。このようにこの記述は他の律が波羅夷第 1 条の制定の因縁として語るヴェーランジャーでの事績に大筋で一致するが、「コーサラ国を経て、コーサラ国の耕田婆羅門聚落に行かれた」という記述は、明らかに耕田婆羅門聚落がコーサラ国内にあったことを示すので、すでに本資料集ではコーサラ国篇 (「モノグラフ」第 8 号) において処理した。しかしイメージとしてはこのヴェーランジャーに相当するものと考えられる。

[1-2] B 文献資料には次のようなものがある。

毘蘭若：『善見律毘婆沙』巻 1 (大正 24 p.677 中)、『善見律毘婆沙』巻 4 (大正 24 p.694 上)、『智度論』巻 27 (大正 25 p.261 上)

毘羅然：『薩婆多毘尼毘婆沙』巻 8 (大正 23 p.553 上)

鞞蘭若：『仏所行讚』巻 4 (大正 04 p.040 中)

鞞羅然：『鼻奈耶』巻 8 (大正 24 p.885 中)

吠蘭帝：『給孤独長者女得度因縁經』巻中 (大正 02 p.848 上)

鞞蘭底城：『根本有部律』「薬事」 (大正 24 p.045 上) ⁽¹⁾

隨蘭然：『中本起經』巻下 (大正 04 p.162 下) ⁽²⁾

そのほか『翻梵語』巻 8 (大正 54 p.1034 中) には、「毘蘭若国亦云鞞蘭若 亦云毘羅然 訳曰毘蘭若者不寂静也亦云不染」としている。

(1) ここには「吠羅聚落」という語も出るが、おそらくこれもヴェーランジャーの訳語である。Bagchi 本の p.22 の 16 行目の 'vairambhyā' がこの語にあたるが、p.23 の 7 行目の鞞蘭底城の原語も 'vairambhyā' であるからである。

(2) 「隨」は不自然であり、鞞などの誤写ではないかと想像されるが、そのままにしておく。

[2] ヴェーランジャーはどのような規模の場所であったのであろうか。国・都市・村の区別を調査してみよう。そのありさまを示す文章があれば、これも併せて掲げておく。

[2-1] 「国」とするものがある。A 文献資料には次のようなものがある。

『十誦律』「波夜提 044」 (大正 23 p.098 中) : 「その時毘羅然国に婆羅門の王があり、名を阿耆達といた」とする。ただしこの後で、「世尊は五百比丘とともにその国に入ったが、其国は邪を信じることを先として精舎がなかったので、城の北に勝葉樹林があり、大衆はこの林に止まった。その邑は狭小で人衆は少信で乞食するも得難かった」 (p.098 下) とする。

『十誦律』「医薬法」 (大正 23 p.187 中) : 「毘羅然国に婆羅門王があり、字を阿耆達といた」とし、この後でこれも「城の北にあった勝葉波という林に止頓した。この邑は狭隘、邊鄙、最陋、民は窮し少信で乞食するも得難かった」 (p.187 中) とする。

B 文献資料には次のようなものがある。

『薩婆多毘尼毘婆沙』巻 8 (大正 23 p.553 上) : 毘羅然国は雪山に近きが故に毘羅然と名づく。是れ外道沙門の志樂する處で、阿耆達は火を供養するをもつての故に名を阿耆達といた。

『善見律毘婆沙』卷4(大正24 p.694下)：毘蘭若とは是れ国の名である。

『善見律毘婆沙』卷4(大正24 p.706上)：その時估客が北方より馬五百匹を駆って南に向かい、貨を販売して利を求めがゆえに、諸国を遍歴して次第に毘蘭若国に至り、夏四月を住した。問うて曰う。販馬人は何故に去らずに四月を住したのか。答えて曰う。雨水多きが故に馬が通行できない。そこで城外に馬厩を立て、并に自らも屋舎籬障都圍を立てたのである。

[2-2] 「城」‘nagara’とするものは次のB文献資料のみである。なお「城」‘nagara’は都市を意味する。

『根本有部律』「業事」(大正24 p.045上)：その時世尊は勇軍聚落において人間を遊行して鞞闍底城に至り、練木樹下に住された。その時此の城中に婆羅門があり、名づけて火授といい、国王となっていた。国土は豊饒で人民は安樂であり、居す者が充滿していた。

*ただしこのサンスクリット本では単に‘Vairambhyā’とするのみである(p.023 1.7)。

Samanatapāsādikā vol. I p.108：「Verañjā に住された」について：この Verañjā というのはある町の名前であり(ettha pana Verañjā ti aññataras-sa nagarass' etaṃ adhvacaṇaṃ)、この Verañjā の周辺の土地の名である(tassaṃ Verañjāyaṃ samīpaṭṭhe bhummavacaṇaṃ)、とする。

[2-3] 「郡」とするものがあり、これもB文献資料である。

『中本起経』卷下(大正04 p.162下)：仏は波和離国から祇園精舎に還られた。そのとき舍衛国界の中間に隨蘭然と名づける「郡」があり、そこに婆羅門がいて名を阿祇達といった。

『角川漢和中辞典』によれば、郡は「邑(邑)は村で、そのあつまったものを郡という」とする(p.1102)。

[2-4] 「村」とするものには次のA文献資料がある。

『増一阿含』042-003(大正02 p.748下)：毘羅若竹園村

『五分律』「波羅夷001」(大正22 p.001上)：世尊は500人の大比丘衆とともに毘蘭若邑に詣り、林樹下に住された。この邑に婆羅門があり、名づけて毘蘭若といった。波斯匿王がこの邑をもってこの人に封じたのである。

なお先に紹介した『十誦律』「波夜提044」(大正23 p.098中)と「医薬法」(大正23 p.187中)は最初は毘羅然国としながら、その後で「その邑は狭小で人衆は少信で乞食するも得難かった」などとするが、これは止宿した場所をさすのであって、毘羅然は「国」という認識が持たれていたものと考えられる。

B文献資料には次がある。

『鼻奈耶』卷8(大正24 p.885中)：その時鞞闍然村婆羅門あり阿耆達兜と名づく。大富饒にして錢財田業成就す。時に鞞闍然には堂舎なく、北に大失利沙山あって、世尊及比丘僧はこの山に宿す。時に鞞闍然は人民飢饉して乞求するも難得なり。

『給孤独長者女得度因縁経』卷中(大正02 p.848上)：一時佛吠蘭帝聚落に在しき。此聚落到に飢饉の相ありて諸苾芻乞食するも難得なり。

なお先に述べたように、『僧祇律』「波羅夷001」(大正22 p.228中)はコーサラ国の耕田婆羅門聚落とする。

[2-5] 以上のようにヴェーランジャーを「国」とするものや「城」「村」「郡」とするものがある。漢訳語の「国」「城」「村」「郡」がどの程度の規模の土地をさすのかは明確ではないが、少なくとも「村」「邑」「郡」「聚落」が一般的な意味の「国」を指すとは考えられないし、「城=都市」と同等の規模の土地をさすとも考えられないから、情報に混乱があるように感じられる。

しかしながら『十誦律』の「波夜提044」や「医薬法」から推測されるように、ヴェーランジャーという地名によって、城を含む周辺の地域全体、すなわち「国」を指す場合と、雨安居を過ごした城の北の勝葉樹林あるいは勝葉波林という特定の部分をさす場合があるように考えられる。すなわち「国」とか「城」と表現されている場合は前者の意味であり、「村」「邑」「聚落」などと表現されている場合は後者の意味であるということである。したがってヴェーランジャーという地名は、本来は「国」とか「城」の規模の地域を表す地名であったと解釈した方がよいであろう。

先に書いたように釈尊は請われてヴェーランジャーにおいて雨安居に入ったのであるが、その時の弟子の数を、『四分律』「波羅夷001」、『五分律』「波羅夷001」、『摩訶僧祇律』「波羅夷001」などはすべて500人としている。この人数が大げさであることはいまでもないが、「モノグラフ」第14号に掲載した【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」に記したごとく、釈尊は常に自ら指導する「仏を上首とする比丘サンガ」と行動を共にしており、この時もそうであったものと考えられる。このようになりに大人数となる比丘たちに3ヶ月の間住居と食事を供給するのは、それなりの規模の都市でなければならないということからも、ヴェーランジャーは「国」とか「城」と表現される規模の土地であったとしなければならないであろう。ただしヴェーランジャーという名が地名であると同時に、その土地を牛耳っていた人物の名であることを考えると、ヴェーランジャーは国というよりも1地方都市であったと推測した方がよいように思われる。それは次項以降に紹介するように、ヴェーランジャーが十六大国に上げられるスーラセーナ国の1都市であったらしいということや、ここが波斯匿王から封じられたところであるとされることから証明される。

[3] 次にヴェーランジャーの地理的位置と、十六大国の1つのスーラセーナ国の1都市であったこと、波斯匿王から封じられた土地であったこと、コーサラとの関係などについて検討する。

[3-1] ヴェーランジャーはスーラセーナ国(P. Sūrasena, Skt. Śūrasena)に属していたようである。A文献に

『五分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.001 上）：世尊は須羅婆国におられ、500 人の比丘とともに毘蘭若邑にいかれ、林樹下に住された。その村に毘蘭若という婆羅門があり、波斯匿王から封ぜられていた。婆羅門は世尊に会いに行き、安居の 3ヶ月間の供養を申し出た。しかし悪魔波旬に惑わされてこれを忘れてしまった。その時ここには精舎講堂なく、そこで世尊は城北の山で安居を過ごされた。

とあるからである。対応する『四分律』には

『四分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.568 下）：世尊は 500 人の比丘とともに蘇羅婆国に遊行された。そこから毘蘭若に至り、那隣羅浜州 (Naleru) の曼陀羅樹の下に住された。毘蘭若婆羅門は世尊のうわさを聞いて会いに行き、そこで三月夏安居を過ごされることを請い、許された。

とされており、「蘇羅婆国」と毘蘭若は別の地域のようにも思われるが、「憍薩羅国を遊行して舍衛城に至る」などという表現がしばしば見いだされるから、これも毘蘭若が「蘇羅婆国」にあったという認識のもとでの表現であると考えられる。

ところでこの「須羅婆国」や「蘇羅婆国」を、赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』p.669 や『望月仏教大辞典』p.2417 はスーラセーナと解釈している。ただし『五分律』の和訳者は「須羅婆国」を *Soreyya* ではないかと解釈している（「国訳律部」13 p.25 註 6）が、次に紹介する『根本有部律』資料などから、ヴェーランジャーがスーラセーナ国に属するという事は間違いないであろう。

B 文献資料に属するが、その『根本有部律』「薬事」（大正 24 pp.042 下～45 上）には、「世尊は勇軍の人間を遊行して、漸く末土羅聚落に至り」、そこから鄔達羅聚落、鄔陀延聚落、吠聚落を順次に遊行して鞞闍底聚落に入ったことになっている。しかも鞞闍底聚落のところでも「勇軍聚落の人間を遊行して、鞞闍底聚落に至る」としている。「勇軍」はスーラセーナの漢訳語であるから、マドゥラー（マトゥラー）もヴェーランジャーもスーラセーナ国の聚落であると認識されているわけである。サンスクリット本でもこれにあたる箇所は、前者は ‘*atha bhagavān-chūrasenaṣu jana-padeṣu cārikāṃ caran mathurām-anuprāptaḥ*’ (p.013 l.13) であり、後者は ‘*a-ṭha bhagavān-chūrasenaṣu janapadeṣu cārikāṃ caran vairambhyam-anuprāpto*’ (p.23 l.7) とされている。ただしこの「薬事」も釈尊が馬麦を食しなければならなくなったというものであるから、他の「律」の「波羅夷 001」と同じであるが、ここでは釈尊は舍衛城の方から西に向かってやって来られたのではなくて、むしろマトゥラーから東に向かってやって来られたことになる。

[3-2] 上記の文章中に含まれるマドゥラー (*Madhurā* あるいは *Mathurā*) はスーラセーナの首都であるが⁽¹⁾、ヴェーランジャーはその近くであったことが知られる。

AN.004-006-053 (vol. II p.057) : 釈尊は *Madhurā* と *Verañjā* ⁽¹⁾ との間の大道を歩いていたとき (*addhānamaggapaṭipanno hoti*)、多くの居士や主婦も *Madhurā* と *Verañjā* の間の大道を歩いていた。釈尊は道を外れたある樹下で、四住（屍男は屍女とともに住む、屍男は天女とともに住む、天は屍女とともに住む、天は天女とともに住む）について居士と主婦に語られた。

このことは前項で紹介した『根本有部律』によっても知ることができる⁽²⁾。

- (1) 『望月仏教大辞典』p.2418 や、*Malalasekera* の *Dictionary of Pāli Proper Names* p.1254 による。
- (2) これは釈尊がマドゥラーからヴェーランジャー聚落に来られたとするが、原始仏教聖典においては釈尊がマドゥラーの町に行かれたことがあるという確証は得られない。ここに紹介した AN.004-006-053 はマドゥラーとヴェーランジャーの間を歩まれていたと記述されるのみであるからである。

しかし AN.005-022-220 (vol. III p.256) は、世尊が「マドゥラーには 5 つの欠点がある。①平坦でない。②塵が多い。③犬が凶暴、④瘴猛な夜叉、⑤施食が得にくい」と説かれたとする。そしてそのアツカター (vol. III p.329) は、「ある時、世尊は比丘サンガに囲まれて、遊行しつつ、マドゥラーの都に到着して、都の中に入り始めた。その時、ひとりの邪見をもつ夜叉女が裸になって両手をひろげて舌を上下に動かして十力 (仏) の前に立った。師 (釈尊) は都の中に入らず、そこから出て、精舎に行かれ (*satthā antonagaram appaṅgavitvā tato va nikkhamitvā vihāram agamāsi*)。人々は尊敬を示す硬食と軟食を持って、精舎に行き、仏を上首とするサンガに布施を行った。師はその都を叱責するためにこの経を説いた」と解説している。「町の中に入らなかった」というのであるから微妙なところであるが、『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.042 下、*Nalinaksha Dutt. Gilgit Manuscripts*, vol. III, part 1, Srinagar, 1947, p.002）は同じようなシチュエーションを記して、最後には末土羅の城中に入ったとしている。すなわち、釈尊は末土羅に入ろうとされたが、その評判によって自分の利益が失われるのを恐れた婆羅門たちに邪魔されたことや、星宿の祭りに障害が出る事を恐れた女神が邪魔しようとしたために、道を一辺に避けて、釈尊は「此末土羅城有五種過失。一者土地不平。二者處饒荆棘。三者瓦石充滿。四者人民獨食。五者多諸女人」と説かれ、この城に入らず驢菜叉園林に行かれた、とする。サンスクリット・テキストは 5 種の過失を「上り下りする (*utkūlanikūlāḥ*)」「切り株・棘を主とする (*sthāṇukāṅṭhakapra-dhānā*)」「石・砂利が多い (*bahupāṣāṇasārkarakakāṅṭhā*)」「夜に食べる (*uccand-rabhaktā*)」「女が多い (*pracuramātṛgrāmā*)」としている。しかしながらその後、そこで末土羅城の婆羅門居士は各々に飲食を整えて釈尊の元に至り、釈尊と比丘らに供養して、驢菜叉が四方苾芻に毘訶羅 (僧院) を造れば損害しないという約束のもとに 500 の毘訶羅を造った。釈尊は続いて池菜叉・林菜叉・梨菜叉を調伏して、「是時世尊現大神通、入摩土羅城中」とする。

このように『根本有部律』においては釈尊はマドゥラーの町に入られたとするのであるが、パーリ聖典も「釈尊は *Madhurā* と *Verañjā* との間の大道を歩いていた」とするのであるから、釈尊もマドゥラーを訪られたことがあると推測することは許されるであろう。しかしながらマドゥラーを仏在処あるいは説処とする明確な聖典がないことやマドゥラーの 5 つの過失などという説法が残っているために、上に紹介したようなアツカターの解釈が生まれたのであろう。

ただし断片的な記述であるが、『雜阿含』604 (大正 02 p.165 中) のなかでは、耶舎という上座が阿育王に「佛臨般涅槃時、降伏阿波羅龍王、陶師、旃陀羅、瞿波梨龍、詣摩倫羅國告阿難曰。於我般涅槃後百世之中當有長者。名瞿多。其子名曰優波幅多。當出家學道。無相佛教授於人最爲第一當作佛事」と語ったとしている。これによれば仏が般涅槃に入ろうとされる時に摩倫羅國

に行つて、100年後の優波幅多のことを予言されたとしている。この優波幅多のことは、『雜阿含』640（大正02 p.177中）にも「爾時世尊告尊者阿難。此摩倫羅國將來世當有商人子名曰掘多。掘多有子名優波掘多。我滅度後百歲當作佛事、於教師中最高第一」と記され、先の『根本有部律』の摩土羅城の記事中（大正24 p.042中）にも、「爾時世尊告諸苾芻。汝等勿作異念。往昔獼猴與緣覺同住者今憂波掬多足。往昔之時以多利益。今復於此我與授記哀愍有情亦多利益」と記されている。ただし後者は現在話として憂波掬多が登場するわけである。

以上は岩井昌悟研究分担者の情報によって記したものである。

[3-3] また地理的にはソーレヤ（須離）ないしはサンカッサとも近接の関係があったことが知られる。A文献資料では、

Vinaya pārājika 001 (vol.III p.011) : 世尊は随意にヴェーランジャーに住されてから、ソーレヤ (Soreyya)、サンカッサ (Samkassa)、カンナクジャ (Kaṇṇakujja)、さらにパヤーガの渡し場 (Payāgapatiṭṭhna) からガンガー河を渡つて、バーラーナシーに至り、バーラーナシーに随意の間住された後、ヴェーサーリーに向かわれた。

『五分律』「波羅夷 001」（大正22 p.002中）：坐より起つて僧伽尸国に向かい、展轉遊歴して毘舍離の獼猴河邊重閣講堂に住された。

とされ、B文献資料でも

『善見律毘婆沙』巻4（大正24 p.709下）：世尊は3ヶ月の安居で比丘らの体力を衰えているのを見て遠くまでは行けないというので、直路而去到須離國。從須離去取波夜伽處。到已即渡大江。渡已便向婆羅那私國。到已從此而去到毘舍離城。

とされているからである。*Samantapāsādikā* の vol. I p.201 にも *Vinaya* の波羅夷第1のヴェーランジャーからヴェーサーリーまでの経路について記されているが、しかしむしろ律蔵よりも情報は少ない。

サンカッサはガンジス河沿いの町 Fatehgarh から西にほぼ直線距離で30キロメートルのところにある Sankisa に比定されているが、ソーレヤが現在のどこにあたるかは知られない。詳しくは [6] 以降を参照されたい。

[3-4] 以上からヴェーランジャーはスーラセーナ国に属し、現在に知られている地名をもとにして言えば、マトゥラーとからサンカッサに至る道の途中に位置し、どちらかといえばマトゥラーに近い位置にあったことが推測される。マトゥラーはいうまでもなく現在のヤムナー河の西岸にある Mathura であり、緯度は Sankisa にほぼ等しいから、ヴェーランジャーはマトゥラーからヤムナー河を渡つて東の方にしばらく行ったところにあったものと考えられる。そして現在地を比定することができないが、それからしばらく行ったところにソーレヤがあり、さらに進むとサンカッサがあったわけである。

[3-5] なお『薩婆多毘尼毘婆沙』巻8（大正23 p.553上）には「毘羅然国は雪山に近きが故に毘羅然と名づく」とされているが、この記述が正しくないことは上記で明かである。あるいは『善見律毘婆沙』巻4（大正24 p.706上）が、「その時估客が北方より馬五百匹を駆つて南に向かい、貨を販売して利を求め」とするように、北と南を結ぶ交易路にあったために、このような印象を与えているのかも知れない。またなぜ 'veraṅjā' が「雪山に近い」という語義になるのかは不明である。

[3-6] 先に述べたように、ヴェーランジャーはスーラセーナ国に属する1都市であったが、政治的・経済的にはコーサラと強い繋がりがあったようである。

A文献資料には次のようにいう。

『五分律』「波羅夷 001」（大正22 p.001上）：波斯匿王から封ぜられていた。

また『僧祇律』の耕田婆羅門聚落がヴェーランジャーに相当するとすると、これはコーサラ国にあった聚落とされている。

また経済的にコーサラ経済圏に属していたと考えられるのは、A文献資料に次のようにいわれているからである。

MN.042 Veraṅjaka-s. (鞞蘭若村婆羅門經 vol. I p.290) : ヴェーランジャカ村の婆羅門居士たち (Veraṅjaka ā brāhmaṇagahapatikā) が所用のため舎衛城にいた。

『十誦律』「波夜提 044」（大正23 p.098中）：阿者達 (Aggidatta p.098下では阿者達王とする) という婆羅門王がおり、因縁あつて舎衛国に来ていた。

『十誦律』「医薬法」（大正23 p.187中）：そのとき毘羅然国に阿者達 (p.098下では阿者達王とする) という婆羅門王がおり、因縁あつて舎衛国にきていた。

[3-7] その他さまざまな地域あるいは国との経済的関係を推測させるものがある。それはヴェーランジャーで雨期を過ごしていたという馬商人の出身を述べる所に現れている。

バーラーナシーとの関係をいうものは次がある。

『十誦律』「波夜提 044」（大正23 p.098中）：波羅奈国から牧馬人が来て、窮状を知り、馬の食べる馬麦を施した。

『十誦律』「医薬法」（大正23 p.187中）：同上

また波離国との関係をいうものもある。しかしこれがどこにあったのかはわからない。

『四分律』「波羅夷 001」（大正22 p.568下）：波離国の馬商人が来ていて、夏の90日を過ごしていた。

『五分律』「波羅夷 001」（大正22 p.001上）：波利国から来て夏を過ごしていた馬商人に馬の飼料である麦をもらった。

また B 文献資料であるが、『薩婆多毘尼毘婆沙』や『善見律毘婆沙』が北方との関係をいうことはすでに指摘し、それはヴェーランジャーが北と南を結ぶ交易路にあったためであろうと推定しておいた。

[4] その他の原始仏教聖典に記されるヴェーランジャーについての記事を簡単に紹介しておく。

[4-1] 冒頭に記したように釈尊はここで雨安居をされたが、そのときには精舎がなかったとされている。

『五分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.001 上）：この時には、ここには精舎講堂がなかったので、世尊は城北の林流清浄なるところに安居された。

『鼻奈耶』巻 8（大正 24 p.885 中）：その時には鞞羅然には堂舎がなかったので、世尊は北有大失利。沙山山谷曠大草木深邃。種種華樹若干種鳥に住された。

おそらく釈尊がヴェーランジャー婆羅門の招待を受けられたときが、この地に仏教がもたらされる最初であったのであろう。

[4-2] B 文献資料であるが、国土は豊かであったとするものがある。

『根本有部律』「業事」巻 10（大正 24 p.45 上）：世尊は勇軍聚落において人間に遊行されて、鞞闍底城に行かれた。この城には火授という婆羅門がおり、国王となっていた。国土は豊饒で人民は安楽で、居者は充滿していた。

[5] 以上のヴェーランジャーについてのいくつかの情報を整理して、結論としたい。

[5-1] ヴェーランジャーは地勢的・文化的には十六大国の 1 つであるスーラセーナ国に属し、位置的にはマトゥラーからヤムナー河を渡った東にあって、さらに東にはソーレヤとサンカッサに通じる交易路上にあった。この道は西に行くとタキシラなど西北インドと通じていたであろうことは、ソーレヤのところで触れるように、この住人がタキシラに移り住んだことによって知られる。

またガンジス河を越えて東に行くと舎衛城に達していた。あるいはこの道はガンジス河に沿って一旦カンナクジャまで下り、そこでガンジス河を渡ってサーケータすなわち現在のアヨーディヤを通して舎衛城に達していたかも知れない。ヴェーランジャーは波斯匿王から封じられた土地ともされ、異伝ではヴェーランジャーはコーサラ国の耕田婆羅門聚落ともされるから、経済的・政治的にはコーサラ国とも関係が深かった。しかしここよりも東にあったサンカッサがコーサラの属国であったという記述はないから、もしヴェーランジャーを統治するヴェーランジャー婆羅門が波斯匿王から封じられていたとするなら、それは政治的な意味であったであろう。日本の戦国時代や江戸時代にも、合従連衡があって隣接しない飛び地の領主が臣下の礼を取るということもあったから、コーサラとヴェーランジャーもそういう関係にあったものとも解釈できる。

またサンカッサからガンジス河沿いに下るとカンナクジャ、コーサンピーへと至り、そこでガンジス河の左岸に渡ってしばらく行くとパーラーナシーがあるから、ヴェーランジャーはもう一つの通商路とも繋がっていたことになる。さらにヴェーランジャーと雪山との関係に言及される場合があり、北のクル国と結ばれる道もあったことが想像される。

このようにヴェーランジャーは東西・南北を結ぶ交易路上にあり、それなりに豊かな都市であったことは、おそらくかなりの人数の比丘からなる「仏を上首とするサンガ」を 3 ヶ月の雨安居に招待したことや、ここに馬商人ないしはキャラバン隊が滞在したことによって知られる。

[5-2] 【補註 10】のサンカッサの項に書いたように、『大唐西域記』の「毘羅剎拏国」がヴェーランジャーであるとする、ここでは「毘羅剎拏国」は次のように描かれている（『中国古典文学大系』22 p.158 上、「東洋文庫 655」p.175）。

毘羅剎拏国は周囲二千余里ある。国の大都城は周囲十余里ある。気候・産物は聖醯掣咀羅（アヒチャットラ）国と同じである。風俗は乱暴であるが、人々は学芸を理解している。外道を信仰し、仏法を敬うものは少ない。伽藍は二箇所、僧徒は三百余人、みな大乘の教えを学習している。……ここから東南に行くこと二百余里で劫比他国（旧に僧迦舍国と謂う）に至る。

以上のように『大唐西域記』の「毘羅剎拏国」の項では、釈尊が馬麦を食された因縁については触れるところがないが、劫比他国はサンカッサに相当するのであるから、したがって地理上の位置からいっても、毘羅剎拏という音から言っても、これはヴェーランジャーに相当するものと思われる。これによれば周囲二千余里、国の大都城は周囲十余里とされている。ちなみにサンカッサ（劫比他国）は周囲二千余里、国の大都城は周囲二十余里とされ、マトゥラー（秣菟羅国 p.144）は周囲五千余里、国の大都城は周囲二十余里とされているから、このヴェーランジャーはこれらよりもいくらか規模が小さかったことになる。

[5-3] 以上のように、原始仏教聖典の中に描かれるヴェーランジャーは、城の周囲にニガマ（市場町）やガーマ（村）が点在するという一地方都市で、文化的・地勢的にはスーラセーナ国に属し、政治的・経済的にはコーサラ国と関係が深かった。釈尊はそのなかの 1 つのガーマで雨安居を過ごされたのである。ちなみに釈尊がこの地に雨安居の招待を受けられたとき、仏教がこの地に知られる最初であったであろうことは、本論中に紹介したその頃ヴェーランジャーには僧院がなかったという原始仏教聖典の記述から明かであろう⁽¹⁾。

もっとも『西域記』の「毘羅剎拏国」がヴェーランジャーであるとする、その頃にはそれなりの大きな都市になっていた。通商路の要地であったのであるから、このことは十分に納得される。ただし現在はこの古のヴェーランジャーに比定されるべき土地は見いだされていない。

(1) 「モノグラフ」第 14 号に掲載した【論文 16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」に書いたように、僧院は釈尊が本格的に諸国

補 註

を遊行して布教活動に専念される以前に建設されていた。したがって釈尊がヴェーランジャーに雨安居される以前に仏弟子たちがこの地に布教していたとするならば、僧院があって不思議ではないことになる。

[6] ついでにヴェーランジャーに近接していたと考えられるソーレツヤについても、若干の考察を加えておく。

ソーレツヤは第二結集の議長役となったレーヴァタがここに住んでいたという以外は (1)、ヴェーランジャーで雨安居を馬麦を食して過ごされた釈尊が、その後ここを通過してヴェーサーリーに行かれたとする記述の中に見いだされるのみである。

(1) ただしこれも『パーリ律』がいうのみである。

[7] まずソーレツヤの漢訳名について述べる。

[7-1] 確実なものは以下のものしか知られない。すなわち B 資料の

須離国：『善見律毘婆沙』巻 6 (大正 24 p.710 下)

のみである。これもヴェーランジャーで馬麦を食して雨安居を過ごされた後、「直路而去到須離國。從須離去取波夜伽處。到已即渡大江。渡已便向婆羅那私國。到已從此而去到毘舍離城」とされるものである。

[7-2] また [3-1] において紹介したように、『五分律』と『四分律』の中に「須羅婆国」「蘇羅婆国」という語が見いだされ、後者の国訳者は「須羅婆国」を *Sore-yya* ではないかと解釈している。ただし『印度仏教固有名詞辞典』や『望月仏教大辞典』はこれを十六大国の 1 つである *Sūrasena* と解釈し、『根本有部律』「菓事」やそのサンスクリット本は、確かにヴェーランジャーをスーラセーナの一都市としていることにもふれた。しかし音からいえば、須羅婆国や蘇羅婆国を *Sūrasena* と解釈しにくいのも確かである。須羅婆国や蘇羅婆国の「婆」が「娑」であれば音は *Sūrasena* に似ることになるが、しかし両者とも「婆」であって、これらが誤記・誤植であるとは考えられない。といってこれを *Soreyya* と解釈することも無理があるように感じられる。

ただし須羅婆も蘇羅婆も「国」とされるに対し、『五分律』では毘蘭若を邑としているから、やはり須羅婆ないしは蘇羅婆は「国」レベルの地名であり、そうとすれば *Sūrasena* と解するのが妥当であろう。

[8] このソーレツヤという地名の規模を検討する。

漢訳文献では B 文献資料の『善見律毘婆沙』巻 4 (大正 24 p.709 下) に「須離国」とするのみで、他の文献にはこの大きさを示す言葉は見いだされない。ソーレツヤはパーリ文献に多く登場するのであるが、すべて '*Soreyya*' とするのみで *nagara* と *nigama* と *gāma* とはいわないのである。しかし次項で紹介するように、ヴェーランジャーやサンカッサと並記されるから、これらと同規模の地名であったとするなら、「都市」であるということになる。これは漢訳が「国」とするのと矛盾しない。漢訳の「国」は都市を表すことがあることは、すでに見てきたとおりであるからである。

[9] ソーレツヤの地理的位置は次のようになる。

[9-1] ソーレツヤはヴェーランジャーとサンカッサとの間にあったことは前述したとおりである。

またサンカッサとの関係は次の文献にも記されている。

Vinaya 「七百健度」 (vol. II p.298) : ヤサたち長老はレーヴァタ (*Revata*) を味方にしようとした。そのときレーヴァタはソーレツヤに住んでいたが、天眼をもってこれを知り、この諍事を避けてはならないと、ソーレツヤからサンカッサ (*Samkassa*) に行き、ここからカンナクツジャ (*Kaṇṇakujja*) に行った。そのときサンブータ・サーナヴァーシ (*Sambhūta Sāṇavāsīn*) が住んでいたアホーガンガ山 (*Ahogaṅga pabbata*) にいたヤサたちはソーレツヤに行き、レーヴァタがサンカッサに行ったことを知ってサンカッサに行った。しかしレーヴァタはその間にサンカッサからカンナクツジャへ行き、そこからウドウンバラ (*Udumbara*) へ行き、そこからアッガラプラ (*Aggalapura*) へ行き、そこからサハジャーティ (*Sahajāti*) へ行った。そこでヤサたちはレーヴァタと会うことができた。

レーヴァタは第二結集の時の大立者であるから、このレーヴァタが住んでいたということになれば、ソーレツヤはそれなりの規模の都市で、仏教が盛んであったのかも知れない。なおサンブータ・サーナヴァーシが住んでいたとされるアホーガンガ山はヒマラヤの近くの山であったのであろう。そこで北から南下してソーレツヤに行ったが、後追いをするような形でサンカッサ、カンナクツジャを経由してサハジャーティで会うことができたのである。

ただし漢訳の『四分律』「七百集法毘尼」 (大正 22 p.969 中) では、「伽那子比丘は長老離婆多を味方につければこの非法を滅することができると考え、その住所の婆呵河邊に行ったが会えず、伽那憍園国に行っても会えず、阿伽樓羅国に行っても会えなかったが、僧伽睺国で会うことができた」としているの、ソーレツヤは登場しない。

[9-2] *Dhammapada* のアッタカターによれば第 43 偈はソーレツヤ長老 (*Sorey-yathera*) に関するものとされ、ここではソーレツヤがタッカシラー (*Takkasilā*) に通じる交易路にあって、タッカシラーとの間にキャラバン隊が行き交っていたように描かれている (vol. I p.325 以下)。もちろんこの路は東の方は舍衛城に通じていたであろう。

[10] 以上のようにソーレツヤに関する情報は少なく、北伝系の文献にはほとんど登場しない。したがって大部分がパーリ文献であるが、そのほとんどがヴェーランジャーやサンカッサと関連するので、ヴェーランジャーやサンカッサの考察結果をも加味して、結論的なまとめをしておきたい。

ソーレツヤは舍衛城とタッカシラーを結ぶ交易路上にあり、その西隣の都市はヴェーランジャーであり、東隣の都市はサンカッサであった。*Vinaya* は第二結集の主役を努めた *Revata* がここに住んでいたとするから、ここはそれなり

の規模の町であったのであろうが、しかし他の律にはこの情報は記されていない。またそれなりの規模の都市であったとしても、十六大国などにあげられることはないから、どこかの国に所属する 1 地方都市であったであろう。

それではソーレツヤは何国に属していたのであろうか。原始仏教聖典にはそれを示す情報は全く含まれていない。しかし先に考察したヴェーランジャーはスーラセーナ国に属し、サンカッサも『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.48 下以下）やそのサンスクリット本（p.034 1.20～p.051 1.16）には、ヴェーランジャーの後に「南パンチャーラの国土を遊行して、アヨーディヤーに至った」とすることから、【補註 10】でサンカッサを考察した際にはパンチャーラに属するという結論を下した。『望月仏教大辞典』p.2418 によれば、サンカッサの次にあげられるカンナクツジャも南パンチャーラの首都とされるから、サンカッサがパンチャーラに属したというのうなずけないことはない。しかしソーレツヤとなれば微妙なところであって、スーラセーナに属するとするか、パンチャーラに属するとするか難しいところである。しかしこの「仏在処・説処一覧」のためにはどちらかに決断しておかないと処置に困るから、ほとんど根拠のない推定であるが、先の『根本有部律』の記述にしたがって、サンカッサと同じようにパンチャーラに属していたということにしておく。

[11] ソーレツヤに関するその他の記事を紹介しておく。

先に紹介した *Dhammapada-A. vol. I* p.325 以下は、摩訶迦旃延がこの近くに住していたことがあるとしている。ソーレツヤの長者の子はあるとき一人の友人といっしょに大勢のお供をつれて町の外に沐浴に出かけたとき、*Mahākaccāyana* が托鉢のために町に入ろうとして衣を整えているのを見た。ソーレツヤは長老の身体を見て、長老を彼の妻にすることができたら、あるいは彼の妻の身体を長老の身体の色のようにできたら、と考えた。その瞬間ソーレツヤは女性になった、とするのであるが、もとより信頼できる資料ではない。

（森 章司）